

第三十一次回国会 衆議院 運輸委員會 會議録 第十九号

昭和三十四年三月二十四日(火曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 塚原 俊郎君
理事 天野 公義君 理事 長谷川 峻君
理事 堀内 一雄君 理事 井岡 大治君
理事 久保 三郎君

宇田 國榮君 川野 芳満君
菅家 喜六君 關谷 勝利君
高橋 英吉君 羽田武嗣郎君
前田 郁君 山田 彌一君
菊川 君子君 久保田 豊君
杉山元治郎君

出席國務大臣

運輸 大臣 永野 護君

出席政府委員

運輸事務官 細田 吉藏君
運輸事務官 朝田 静夫君
運輸局長 (海運局長) 國友 弘康君
運輸事務官 國友 弘康君
委員外の出席者 辻 章男君
運輸局長 (海運局長) 志鎌 一之君
專門 員

三月二十日

委員宇田國榮君辭任につき、その補欠として賀屋興宜君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員賀屋興宜君辭任につき、その補欠として宇田國榮君が議長の指名で委員に選任された。

委員小枝一雄君及び中崎敏君辭任につき、その補欠として山田彌一君及び

び久保田豊君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山田彌一君及び久保田豊君辭任につき、その補欠として小枝一雄君及び中崎敏君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十日

木材類の特別等級編入及び遠距離割引存置等に関する請願(今村等君紹介)(第二六五九号)

城東貨物線の電化及び客車運行に関する請願(阪上安太郎君紹介)(第二六六〇号)

大隅地方の国鉄バス路線延長に関する請願(前田郁君紹介)(第二七四号)

国分、古江周国鉄バスの鹿屋駅乗入れに関する請願(前田郁君紹介)(第二七五号)

は本委員会に付託された。

本日開議に付した案件
自動車ターミナル法案(内閣提出第一五五号)(参議院送付)

海運に関する件

○塚原委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付にかかる自動車ターミナル法案を議題とし、審査を行います。

て当該自動車ターミナルを使用するよう命じ得るものである、こういふように御説明をいたしておるわけですが、しかしこれは運送事業者に対しての命令であるわけなんです。しかし今一番道路路上における幅員の原因をなしておるものは、道路路上に駐車をしてる自家用車、これらがかんり事故の原因を誘発しておりますし、同時に交通の幅員をかましておるわけです。従ってこれらの取扱いはどういふ処置をとられるのか、この点を一つ伺いしておきたいと思ひます。

同日

○國友政府委員 一般の乗合旅客自動車運送事業者に対しては、設置等について必要な措置をとるべきことを指示することができ、第二十九号条でございまして、駅前広場その他道路路上におきまして、確かに現在自動車に駐車その他で幅員を狭めておるものが、自家用車の他の乗用車、あるいは一般のトラックの駐車につきましては、駐車場法を制定いたしまして、駐車場法によりまして、現在駐車場整備地区を指定しておりますところがございまして、これはたとえば東京駅の周辺とか銀座あたりでございまして、それにパーキング・メーターを作りまして、これらの方に持つていく、及び地下駐車場を現在九ノ内の丸ビルと新丸ビルの間に作っております。そういうパーキング・メーターと地下駐車場を作ることにしまして、その方向に乗り車を入れる。バスにつきましては、バスターミナルを設置する方向に持つていく。そして道路路上なり駅前広場

なりの混雑を緩和する、そういうふうなことを考えておる次第でございまして、あるところあるいは銀座あたりでそういう方法がとられておりますが、主として自動車の幅員を狭めておることは、そういうところもその通りでございまして、現実には道路の幅員が非常に狭い裏町等が非常に幅員を狭めておる。しかもその方面における事故というものはかなり大きな件数を占めておりますし、同時にそこらに起る事故というものは、非常に事故が大きいと言いか、何かわれわれの言葉で言うとき、どういふことをいふことになるか、そういう点を考慮いたしまして、単に今の考え方だけでは足りないのではないか。一方においては、事業者に対してはこのターミナル法を作つて、これで命令をしていく、片方の方は野放しにしておく。しかも自動車の自家用免許というものは、車庫を持たなくてもよいというところになっておりますから、ここに大きな原因があると思ふのです。ですから、この点を明確にこの際規定をするなりあるいは将来の指導を明らかにしておかなければ、業者だけに適用したターミナル法では、私は用をなさないのじやないかと思ふのです。

○國友政府委員 自家用車に車庫を持たせるという件につきましても、私どもの方としても検討いたしておるものでございまして、道路路上の駐車その他に、関しましては、道路交通取締法で警察庁の所管にもなっておりますので、現

在警察庁の方と連絡をとつておるのでございまして、車庫の点であります。車庫につきましては、現在トラックに出るような措置を講じておりますが、実はその車庫の点で非常にむずかしい問題がございまして、たとえば一キロ離れておるところに車庫を持つていたしまして、車庫はありますが、その車庫に自動車を入れますよりは、むしろ自分の自宅の前に自動車を置いた方が、翌日の利用等には便利であるといふようなことで、実は車庫がございしても道路路上に置く場合があるものでございまして、それで実は消火せんまわりとかそういうところで、自動車を駐車させてはいけない個所が道路路上には指定してございまして、そのほかにおきましても、できるだけ道路の通行、自動車の通行を阻害しないように、警察の方と連絡をとつて、道路に自動車の置いてありますものをできるだけ整理していききたいということを考えております。これは警察庁と運輸省の両方の共管になっておりますから、今後問題点として、実は警察庁の方も積極的でございますので、検討を加えて参りたいと思つておるのでございまして。

○堀内委員 関連質問。ただいまの自家用車の車庫の問題につきましても、今、自動車局長の答弁のように、各省に関連してございまして、私どもが、私が今伺ひたいと思つておるものは、いわゆる乗用車でなく、そして大都市でもなく、地方の小都市の場合でありますけれども、いわゆる三輪

車にございまして、現在トラックに

出たような措置を講じておりますが、

問題は、たとい一キロ離れておる

ところ、車庫はありますが、その車庫に自動車を入れますよりは、むしろ自分の自宅の前に自動車を置いた方が、翌日の利用等には便利であるといふようなことで、実は車庫がございしても道路路上に置く場合があるものでございまして、それで実は消火せんまわりとかそういうところで、自動車を駐車させてはいけない個所が道路路上には指定してございまして、そのほかにおきましても、できるだけ道路の通行、自動車の通行を阻害しないように、警察の方と連絡をとつて、道路に自動車の置いてありますものをできるだけ整理していききたいということを考えております。これは警察庁と運輸省の両方の共管になっておりますから、今後問題点として、実は警察庁の方も積極的でございますので、検討を加えて参りたいと思つておるのでございまして。

○堀内委員 関連質問。ただいまの自家用車の車庫の問題につきましても、今、自動車局長の答弁のように、各省に関連してございまして、私どもが、私が今伺ひたいと思つておるものは、いわゆる乗用車でなく、そして大都市でもなく、地方の小都市の場合でありますけれども、いわゆる三輪

トラックとかいろいろな式のものがあるところ、非常に多くなつて、しかもあまり道路の広いところでもな道路へ出ておるといふようなことが、交通事故の重要な原因になっておるのですが、考へてみれば、今の三輪車程度のものは昔の荷馬車なり手車といつたような程度の運送をやつておるようになつておると思ふのでございませうけれども、そういうような程度のもものは、昔は相当取り締まつておつた。ところが、自動車になつてその方がほとんど野放しになつておるといふことが、今の少くも地方における小都市の自動車事故のおもなる原因になつておるようになつておるが、たゞいまのお話で、運輸省として免許の場合には、いわゆる乗用車でない自家用車の場合にどんなふうになつておるのか、いま一度お伺いしたい。

○國友政府委員 自家用に關しましては登録をいたしますだけで使用ができるわけではございませう。登録の際に、トラックにつきましては、今お話のございました車庫等につきしても届出をさせるということで規制してございまして、自家用につきましては単に登録をいたしますれば使用できるといふ形になつておる。

○堀内委員 ただいま御答弁のうちに、これは警察なり道路管理者なりいろいろな方面と関連があると思ひますが、一つこの問題については運輸省が中心となりまして、すみやかにその方面の法制その他を整備してもらいたいと思ひますが、大臣の御意見を伺ひたい。

○永野國務大臣 私も堀内委員のお感じになりましたのと同じような感じを持つております。ほとんど野放しに無

制限にふえる自家用車が道路を占用して、一般の交通を阻害していることは事実でありますから、これをそのままに放任しておいていいとは思つておりません。従ひまして、警察の方と連絡をとりまして、その対策を研究中でございませう。何らかの対策を講じなければいかぬということは御同意でございませう。

○長谷川(峻)委員 関連。今オート三輪とか自家用車の話が出たが、たとえば池袋のかわいには、バスが十台、二十台と朝車庫なしに並んでおるのです。それをわれわれが追い越した何かするところを見ますと、ターミナル法案は発着所のいろいろな設備ですけれども、今バスがあつた野放しに、しかも営業で野放しにされておることは、これは私は前から疑問に思つておるのですが、この法案とあつて関係はどうなるか。

○國友政府委員 この自動車ターミナル法につきましては、たとえばバスで申しますと、「旅客の乗降のため、同時にバス二両以上停留させることを目的として設置した施設であつて、道路の路面その他一般交通の用に供する場所を停留場所として使用するもの以外のもので」という規定になつておる。これは旅客の乗降のために発着をする目的でございまして、車庫と自動車ターミナルとは違つておる。ことに乗合バスの車庫につきましては、道路運送法の方で車庫を設置することを規定しておりますので、今仰せられましたようなことにつきましては、具体的にその会社ごとについて調べて、もしそれを路上にいつも放置してあるよう

でございましたら、車庫の設置を奨励なり命令なりする形に持つていきたいと思つております。

○長谷川(峻)委員 今の国際興業です。これは何十台となく並んでおる。中野の駅とか池袋の駅に。僕はいつても、あれは許可する場合にそういう車庫の手当をしたはずなんだから、東京のようになつておる、あんなにバスが並んでおるのをおかしいと思つておる。具体的話を一つ例として申しましたが、そういうふうにはおかしなところもお調べいただければけっこうだと思ひます。

○井岡委員 そこでこれは単に警察の共管であるからということで放置をしないで、今都市交通で一番幅狭しており障害になつておるのは、自家用車が届出だけであつて、しかもそれらの人は単に荷扱いをするとかあるいは御主人を待つとかいうものであるならば今の局長のお話のように私はやむを得ないと思つておるのですが、一日中そこに置いておくというのがかなりあるのじゃないか、こう思ふのです。それらについて何らの手当をしないために起る事故というものは非常に多い。これが今日の都市交通の一番の隘路じゃないか、こう思ふのです。そういう点を考慮していただいて、早急に対策を立てていただかなければ、せっかくこの自動車ターミナル法を作つたり、あるいは自動車産業といふものをよくしようとして、そこからくる行き詰まりといふものが出てくるのではないか、こう思ふのです。従つてこの点特に、大臣も今同僚の堀内さんの御質問に對して御答弁がありましたようですから、私は重ねてお伺いしようと思ひますが、一つお願いをしておきたい。

○堀原委員長 他に御質問はございせんか。——他にないようございませうので、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

これより討論に入りますが、別に討論の申し出もございせんので、これより採決いたしますと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀原委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

自動車ターミナル法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○堀原委員長 起立総員、よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

この際、長谷川(峻)君より発言を求められておりますので、これを許します。長谷川(峻)君。

○長谷川(峻)委員 ただいま可決されました自動車ターミナル法案に對して、附帯決議案をこの委員会として出しておきたいと思ひます。

その案文を朗読いたします。

政府は、自動車ターミナルの公共性に鑑み、その整備を促進するため、国有及び公有地の貸付並びに道路、都市公園、駅前広場等の地下の占用等につき特別の配慮をすること、財政援助及び税の減免につき必要な措置を考慮すべきである。

なお、大都市におけるバスターミナル設置の緊要性に鑑み、都心においてバスターミナル事業を經營する特殊法人の創設及びこれに對する政府出資につき早急に検討すべきである。

右決議する。

こういふ決議案であります。御賛成を得たいと思ひます。

○堀原委員長 他に御質問はございせんか。——他にないようございませうので、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

これより討論に入りますが、別に討論の申し出もございせんので、これより採決いたしますと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀原委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

自動車ターミナル法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○堀原委員長 他に御質問はございせんか。——他にないようございませうので、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

これより討論に入りますが、別に討論の申し出もございせんので、これより採決いたしますと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀原委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

自動車ターミナル法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○永野國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしましては、も本法案の実施に際しまして、その御趣意を十分に加味いたしまして万全の努力をいたす所存でございませう。

○堀原委員長 なお、ただいま可決いたしました本案に對する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀原委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○堀原委員長 次に、海運に關する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。久保田(豊)君。

○久保田(豊)委員 私は海運、特に今雑誌や新聞等で騒がれております熱海—大島間の定期旅客航路の免許問題に對して大臣に御質問いたしたいと思ひます。

根本から言いますと、この問題は背景が御承知の通り、西武並びに東急という二大私鉄独占の闘争の一つの環と思はれておる。非常に複雑な問題であります。御承知の通り昭和三十一年の五月二十一日並びに二十三日、

○堀原委員長 他に御質問はございせんか。——他にないようございませうので、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

これより討論に入りますが、別に討論の申し出もございせんので、これより採決いたしますと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀原委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

自動車ターミナル法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

この両日にわたりまして、東海汽船と伊豆箱根から両方でもってこの熱海―大島間の定期旅客航路の申請が出されて、それから三十二年十二月二十七日に運輸審議会に諮問されたわけでありまして、それから約半年以上も審議が行われて、三十二年四月二十四日から二十六日まで、御承知の通りこの運審が始まって以来の三日間にわたる大公会合が行われて、その結果三十二年十月二十七日に運審といたしましては両者に免許をすることが適当であるという答申を大臣にされ、大臣は直ちにこれに対していわゆる受納の決裁をされているわけですが、こういう経過であるにもかかわらず、その後すでに約五カ月、半年近くになるわけでありまして、まだ大臣の免許が実際におりておられない。こういう特異なケースでございます。

そこで私は第一に大臣にお伺いいたしますが、こういうバスなり定期航路なりの免許の申請に対して、運審の答申が出て半年近くも免許が実際に行われなかったという事例が今までのなかでどうか。この点でも非常に特異なものではないかと思っております。私も海運局において調べたところでは、こういうふうな長引いてすでに運審の答申が出てから半年以上も未決定で放任されているという事例は、どうもありません。この点はどうか。この点を第一にお伺いいたします。

○永野国務大臣 久保田委員の御説の通り、海運関係ではこの長引いた例は今までないようでありまして。ただ、今までのこのケースがなかったというところであらうと思っております。

ます。今まではもつとすなわなケースでありましたために非常に決裁が早くできたのであります。私が久保田委員に説明するよりも久保田委員の方がよく御承知でございますけれども、これは非常に複雑な事柄になっておりますので、こういう事例は今までの例がないので、今までの例に今までの例にないけれども、これがなぜおこっているかという御質問でございますが、これは今までの前例がなかったような複雑なケースだからおこっている、こうお答えを申す以外に方法はございません。

○久保田(豊)委員 今の大臣の答えは、私も私どもには納得ができません。かりに伊豆に運開した問題にいたしましても、伊東―下田間の鉄道の免許の問題は、同じように、実質的に言えれば東急と西武の競願になり、これ以上にもっと大きな重要な背景を持ち内容を保持複雑な問題である。ところが、これはそれよりあとに答申が出たのにかかわらず、免許は早く出ております。ところが問題の複雑さという点については、こまかい点についてはあれですけれども、重要な点から見ればはるかにこれは違つたこのケースが、特に何かそこに関り切れないものを世間一般が見ておる。これはいろいろの点でございまして、事実上できるわけでもありませんけれども、こまかいことは時間がありましても、こまかいことは時間がない。もう一度大臣の御答弁を願いたい。

○永野国務大臣 先ほどお話のございました伊豆の鉄道の問題は片がついたのに、これは片がつかぬじゃないかと

いうお話でございますが、下田の鉄道の方はほとんど超党派的に地元が結束して許可をするようにという申請をしてきておるのであります。ところがこの熱海―大島間航路の問題につきましては、むしろ超党派的に、二つに分れて一本になっておらないのであります。何も東京都がどうこう言つたからというところではございませんが、東京都も二回にわたつて、いましばらくこの両派の妥協がつくまで決裁を見合せてくれないか、必ず一本化するからということをお公式に申し出てきておるのであります。私も私どももほとんど互い違ひに、きよく数千人、この間は百何十人、早く免許してくれという陳情が来ると、翌日はまた百何十人、今度はこれをしばらく見合はせてくれという陳情に、今の現実の姿でございます。私は個人といたしましては実はいろいろな意見があるものであります。これは公けにはお話しできないことでありますけれども、調停の労を相当つたのでございまして、五島と堤とのあつちこつちのけんかの一つのように私も最初思つておつたのであります。五島君はこの一本化に協力いたしまして、小川君に相当言つてくれたのでありますけれども、小川君が言うことを聞かないのであります。そのために五島君は怒つてこの会社を辞職したことは御承知だろ

うと思ひます。つまり五島君はそれに協力する努力はしたのでありますけれども、その話がつかなくつたというやうないきさつもございまして、従いまし

て、運輸省当局といたしまして決して漫然と放任しておつたのではないのでございまして。なおその途中で、今日は

解決がつかまつたけれども、大島の橋に通過する通路に地上権を設定して、伊豆箱根の方のなには通さぬというやうなトラブルもありまして、これは解決がつかまつたけれども、延びました一つの理由にもなつております。

それから私は、こんなむずかしい問題でありますから、両方の出発点と到着点、つまり熱海と大島の港の実情も数回見に参りました。熱海の方は計画はできておるらしいのでありますけれども、今の、少くとも数日前までの現状では、安全とは言いがたい。予定通りあれを伸ばしまして、さらに理想を言

えば、もう五十メートルも伸ばさなければむずかしいと思ひますが、応急的に見まして、今の十数メートルといふものは、どうしてもあの工事が完了したしませんが、船の一部分だけをつけるといふのでは、晴天の日はいいのでございまして、それでいくと思ひますけれども、それでは晴天の日だけ航海するといふような定期航路という名にふさわしくないのが今の実情だと思つております。実はこの二日続きの休みを利用して、大島方面の橋の運

営が、果して両方に許して――つまり答申しておりますやうな両社に許してうまく使えるかどうかという実情を見たいと思ひまして、すでに船の切符の手配、宿の手配もしたのでありますけれども、私が行くといふので両派がまた大へんな騒ぎを起しそふので、おそれをなして実は急に中止いたしました。そんないきさつもございまして、従いまし

て、今東京都からも、そう手間取らぬで必ず円満にするから待つてくれ、こういう要請もございまして、

そうして熱海の船着きの模様は今すぐでは無理だ。これは私、数回参りました、静かな日、波のある日、両方を見ましたけれども、静かな日は、頭かしりか、どつちかを突つ込んでのお客様の乗りおりはできると思ひますけれども、少し波があるとこれは危険だといふ感じを私は持つておるのであります。従いまし

だ。その裏に両社のいわゆるエゴイズムといえますか、そういった不正に二社の競争を防止しようという、ぶちこわそうという勢力が働いて、その結果があらなっていることは明らかです。この点は運審なりあるいはそれ以前の原局たる海運局が十分調査をして承知しているわけですね。それをその後において、そういう運動があったからといって、大臣が足踏みされる、また東京都にいたしましても、その問題について何らかの手を打っているかという、現実には手を打っておられないじゃないですか。東京都はそうじゃない、一社をやれといつて公述しているじゃないですか、東海だけ。それが調整のつくはずがないと思うのです。

もう一点。今大臣が述べになりました熱海の機構なり何なりが不完全だという。ではこの一年半海運局は何を調査しておったのですか。また運審は何を審議したのですか。すでにその以前にも何回か行って、そういうところは技術的な観点からも検討しております。認可がおりてからも、十一月十日には運輸省の海運局の定期船課長がわざわざ熱海まで行ってそういうところの調査をしているじゃないですか。そうしてこれは大丈夫だということをお立場から、技術的な見地からあれでは不十分だと言われるのか。あなたはいつもいろいろの陳情団に対して、大島の方が二つに割れておる、だからそれでもって困るのだ——これが調整がつくはずがありませんよ。これは片方の方が、大いに東海汽船の方がいろいろな策を弄して、これは伊豆一下田の場合にもありました。東急側は東

急側で、金で買収した連中をいわゆる東急賛成派に仕立て、西武の方は西武の方で買収した者は反対々々で、いつまでも両方でやっている。ですからいつまでもたつたつてけりがつきつこありませんよ。この前だって同じことですね。これらの点は運審なり原局なりが、すでにいろいろ答申をするまでに十分認定済みの問題でありまして、それを今ごろ大臣が取り上げてやられるということは、私はどうも納得ができません。この点について、もう一回大臣のはつきりした御答弁を願いたい。

○永野国務大臣 二つの問題があります。熱海の船着きの問題と大島の政治情勢の問題と、二つの問題であります。熱海の問題は、おそらく昨年現地にいったときは、三月三十一日までに防波堤を伸ばすという熱海市の設計がでありますから、できるものと考えたものであろうと思うのであります。ところが、その後数カ月たちまして、私が参りましたのは数日前でありますけれども、予定通りできておりません。でありますから一応運審の人や運輸省の現地を見に行った人が、昨年でありまして三月三十一日まではできるであらうという想定のもとにおそらく意見を述べたのであろうと思うのでありますけれども、実情がその通りになつておられないということを私申し上げたのであります。時の差があります。数カ月前のおそらくこれはできるであらう——市が責任を持って予算を組んでおるのでありますから、できると思ふものもおそらくもつとだらうと思ひます。しかし、現在できていないことは私の目で見てきたのでありますから間違ひございません。

それから今の、大島が二つに割れていることは片がつかぬじゃないかというよりな御意見でございますが、御意見として承わりますけれども、少くも現実には御承知の通り二つに割れて、ちょうど半々に割れておりまして、決議が、たしか町会の決議というのを私は二つ受け取った記憶があります。おかしいじゃないか、同じ町会で正反対の決議をする、といったら、何かよく同じくくらないものだから、一人欠席したときに決議をとると片一方の派になる。今度その次にまた片一方が一人か二人欠席したときにやりますと、その方が多数でありますから、そういうきわめて妙な、正反対の決議が同じ町の決議としてできたというような実情であるらしいのであります。これが現実の姿であります。それがどうしてできたかというのを、私もどまはこれは自治庁と違ひまして、町政の内部がどういふ原因でそういうことになったのであろうかというのを検討する立場にございませぬので、現実の姿に町が割れておるとすれば、その割れておる状態に即して問題を考慮しなければならぬ上に、久保田委員は何ぼ待たつて一本になつてこないのだというお話でございませぬけれども、少くも監督官庁である東京都の方は、いずれこれは必ずまとめますから、いましばらく待つてくれということをお二回も申し出てきております。従いましても私もまたいたしましては、実情はあつたとしても久保田委員のおっしゃる通りかもしれませんけれども、われわれはその内容に入つて大島町会の内部の動きというものを運輸省の見解を加えることは差し控えたいと思ひます。少くも

現状が非常にもめておるから、それがいましばらく落ちつくまで模様を見よう、こういうのが私どもの行政の方針なのでございます。

○久保田(豊)委員 どうもまだその点では納得がいかないわけですね。熱海の機構の問題にしましても、かりに市会の方でもって——あとで山田君がその点については詳しく質問をされると思ひますから私は簡単にしますけれども、かりに三月までにいたしまして、まだできておられないにしまして、これは免許をしてから運輸の技術的な問題で幾らでも片づく問題です。それから東京都の今の反対の問題も、東京都でそれが責任を持ってこれは解決するのですか。この点をばつきり大臣の方に、だれがどういふふうな責任を持ってどう解決するのか、明確なあれがあつたならば別ですけれども、私どもの得ておる情報では、東京都は運輸省に対してはそういう申し出をしていないようであります。この点はどうなのですか。

○永野国務大臣 どういふふうな一本化するといふことは申し上げておきません。しかし、何とかしてまとめますから、こういうお話は二度ございまして、これは正式に私も聞きまして、それから官房長も正式に聞いております。私も口頭で聞いておりますが、ともかく正式の東京都の代表権のある人が、私も運輸省の代表権のある者にそういうことを言っておるのでありますから、それは相当に尊重して考えるべきだ、こう考えます。

○久保田(豊)委員 私どもの聞いておるのは、東京都の港湾局長から伊豆箱根の方は免許になつたけれどもこれはつぶしてくれという、そういう意味の内容を含んだ、その前提になるものが、あそここの機構が二つは無理だから、もう一つはあそこは伊豆—大島間が二つ認可になると、要するに熱海から七島になりまして補助航路になっております。この点東海汽船の経営が非常に危険になるからやめてくれ、こういう抗議的な意味でものを、あなたの方へは答申があつたものがいつておるといふことは私どもの方の情報にもきております。しかしこの点はすでに海運局長が公聴会その他でも明確に言つて、そういう点は十分審議をせられて、この二社の免許という答申が出ておることは、この答申書の内容を見れば明らかであります。ですから東京都が明確にそれでは責任を持っていつまでも調停をするというなら、これは東京都のどなたが言つたのか、これをばつきりしていただきたい。大臣の口から、この点を東京都のだれが何日に責任を持っていつまでこの問題を解決するか、調停をするか、その調停といふのは両社免許にまともなという意味でしようか。そういう意味でものがあつたというなら、これはまた話は別であります。どうも今のお話ではばつきりしない。この点はどうなのですか。

○永野国務大臣 何月何日までというふうなまともなといふことは言っておりません。先ほど申しましたように、こうごうたごうたしては調整がうまくいかぬから、両社に許したらずつと長く引き続いて町が二つに割れてしまふから、それではどういふ町や村の行政ができぬから何とかして一本化したい、われわれ努力するから待つて

くれと言ったのでありまして、具体的に何月何日までどうこうするということとは私も聞いておりません。しかし、私どもは責任を持って行政を運営しておる者といまして、その程度のことを聞きますれば、そう一日、二日を争って急速に決定しなくても、せつかく東京都がそれだけの熱意を持っておるのならその推移を待とうということ、私の責任でそう決定したのであります。

○久保田(豊)委員 その点は大島の町長並びに大島の町会の議長から責任を持って私どもが聞いたところでは、町会、なるほど一部の議員はいわゆる町社免許には反対であつて、東海だけには賛成だ、こう言うのです。町長並びに町会議長その他の人は町社免許に賛成だ、伊豆箱根だけに賛成だ、というのではないのであります。町社免許をしてくれという意味でこれは賛成であつて、この線ならば十分にまゝとあります。現地の町長なり町会の議長が責任を持っておるのに、あなたはそれに對して、どうもそれじゃまともじゃないという判定をすることはおかしいじゃないですか。また東京都にいたしまして、現地の町長なりあるいは町会の議長なりが、なるほどこういふふうな二つの格好にはなつておりますけれども、これは内容はこうであります。ですから認可が片方になればこれは問題だ、しかし両社に答申通り認可があればこれはまゝとあります。また私どもがまともなことをはつきり言つております。それを東京都がまともでないから、まづ二つになつたからといってそう言うのは、私はおかしいと思ふ。あなたが自治体の問題について

は口を突つ込まないというならば、なぜ町長なり町会の議長にまかせないんですか。そうして答申通りやられたらよいじゃないですか。それを答申通りにやられないというところが、どうも私どもは納得ができません。この点はこれ以上お話をしても水かけ論にならうと思ひますからやめますけれども、しかしあなたはいつても、大島の町が二つに分れておるから、それだつて今まだ認可を保留しておるのだ、免許を保留しておるのだ、こういうことを言つておられるけれども、これは真相じゃないんじゃないですか。私も聞いていた範囲では少くともそうではない。端的に申します、結局河野一郎氏、大野伴陸氏があなたに對して不当な行政干渉をしている。それにあなたが出して、当然運輸大臣としてやるべきことを実行できないというのが今の実情じゃないですか。私も得た情報によりますと、十二月八日には、ここに於いてなつておる山田代議士や熱海の市長さんその他の代表があなたに應接室でもつて会われております。そのときにあなたはこういうことを言つておられる。実は党内の閣内閣でおくれている、先日の私鉄運賃の値上げの党六役会議の席上、私鉄運賃値上げは認めるが、大島航路はだめだよ、河野一郎総務会長に言われて困つておる、あなたははつきり言つておる。これは山田君が言われますから、対決されたらよい。はつきりあなたはその言われておる。さらに十二月十七日には、大島町長その他の者があなたの應接室であなたに面談をされております。その際も——この前に大島町長以下は河野さんに会つておら

れます。それを受けてあなたは、河野君に会つたのであります、何しろ党の総務会というところはさういふところ、河野君が総務会長だから、河野君さう承すればすぐ免許するよ、というのをあなたは河野町長に言われておられます。さらに一月十九日に、熱海の議長に對してあなたは、河野と大野が反對しておつてはなかなか困難だ、ただし中村梅吉が河野派であつて、今調整をしておるから、その調整のできるまで待つてくれ、こう言われておられます。さらに十二月十六日には、大島町長等が河野一郎氏に實際に面談をしておられます。その面談のときに河野さんはこういうことを言つておられる。先日東海汽船の小川栄一が来て、大島に数千万円投資して、今建設の途中だ、そこへ堤が割れ込んで困つておるというので、永野大臣にちよつと待つておれ、こういうことを言つておいたからと、こういうことを大島町長に河野さん自身が明確に言つておられるのであります。ここに於ける山田さんやあるいは小松熱海市長等が河野さんに十二月十八日に面談されたときも、それと同じようなことを河野さん自身が言つておられます。運審の町社免許の答申が出てからすでに半年間免許をされない直接の最大の原因だと、私はどう思ふを得ないのです、この点はどうなんですか。

○永野國務大臣 河野、大野という固有名詞をどういふ公けの席では言いたくありませんが、党にはたくさんのお客がおりますから、いろいろな意見のある人がおります。これよりもっと大きい問題で、もっと大きい反対のあつたことを私はやり切つた例がたぐさありません。それは一々申し上げませんけれども、もっと強い反対のあつたことをやつておりますので、この程度のこととは、ほんとうにすべての環境が熟した、今の固有名詞は避けませんが、私の行政権の範囲内でやれることはやります。また現にやつております。反対を押し切つてやつた例が幾つもありました。決してある特定の、二の人が言つたから、それだけの理由でべちゃんこになつたのではございません。これは事例がたぐさありません。まづこれから反對していることを押し切つております。従つて、私が先ほどから申しますような、そういうふうな環境が熟すれば、たとい党内に二、三の反対があつても押し切りますけれども、党内に反對があつた方がよい、ない方がよい、かといへば、それはない方がよいのにきまつておられます。しかし環境が熟すれば、すべてがまゝとまつておるのに、その行政指導を曲げるといふやうなことを私はいたしていません。それは御安心願ひたいと思ひます。環境の熟するのを待つておるだけではありません。

○久保田(豊)委員 それなら、これはあとで山田君もあなたに質問されると思ひますけれども、あなた自身がこういうことを陳情者に対して言うことは不謹慎じゃないですか。私も固有名詞はこういう国会で出したくありません。そうすると、河野、大野の反對といふことを、あなたは環境が熟するまで待たせるための口実に使つておるのですか。まさか私はそんな不見識なことをあなたがされるはずがないと思ふ。おそらく河野、大野両君が反對をしておる、それにあなたは屈して、押し切つてやれない、それを正直に陳情者に言われたものとしかたれない。もしそれでなければ、河野、大野両君の反對といふものを、あなたは環境が熟するまで待たせるための手段方法に使つておるといふ以外にないじゃないですか、どういふわけですか。

○永野國務大臣 こういう責任を持つた席のあれと、そうして個人的な打ち解けた話をするときの話を混同されると、今後一切だれにももう会わない以外に方法はなくなります。でありますから、もしもそういうふうな、いわゆる言いがかりになるなら、今後は一切だれにもお目にかかりません。私は親切に、できるだけの骨を折つてあげたいから、そういう割つた話もある程度いたしましたが、それをすぐ今度公けの席へ取り上げてきて言われるなら、一切申し上げません、危険ですから……しかし、先ほど申しましたやうに、反對してくる方がよいのか、くれない方がよいのかといへば、反對してくれない方がよいにきまつておられます。それも一つの障害と言へば言へます。しかし本質は、そういう環境が熟してこない、町のトラブルが非常に多い、これはしばらく待とうじゃないかといつて、しかも、待つてくれということを責任ある監督官庁の東京都から二度も三度も言われておるのでありますから、まあしばらく東京都にまかせておいてみようじゃないかといふことが私の責任であり、行政上の方針であります。

○久保田(豊)委員 いろいろあなたと陳情団との間に取り引きされたことを

公けにするなら、あなたは会わないという。それもごつともであります。唯一の理由は、東京都が大島のごたごたの問題を責任を持って解決をするから、その解決するまで待つておれ、こういうことですか。そうすると、東京都の責任を持つというのには、東京都の知事ですか、だれですか。私はこれを明確にしたい。知事がいつどういうふうな形において責任を持つと言われたのか、はっきりしていただきたい。

○永野国務大臣 名前は知事の名前ですが、持つてきましたのは港務局長です。しかし、文書の名前は安井知事の名前で来ておりますから、私どもは安井知事の正式の意見だ、こう了解しております。

○久保田(豊)委員 それでは、その文書の目付と内容を少し明確に言っていただきますとどうですか。

○永野国務大臣 十一月十二日であります。要領だけ申しますと、大島・熱海間における東海汽船と箱根鉄道との両社の競合となつておることについては、本年三月三十一日及び十一月一日付をもつて貴職あて——貴職あてというのには私であります。貴職あては離島の福祉確保並びに港務管理者の立場から再度にわたつて本都——本都というのには東京都であります。本都の意見を具申した通りであります。さらに左記のごとき本都の実情を勘案の上、現状においては本航路の免許については本都の意見を最高度に尊重していただきたい。こういう前書きで、だいぶ長いのでありますけれども、大島の気象状況のことなんかをいろいろ書きまして、

二つは無理だということがごまかく書いてあります。

○久保田(豊)委員 それじゃ今まで大臣の言われたことと全然別じやないですか。今までの東京都の港務局長があなたの方へ出されておる文書、並びに公聴会で言われておるのには、要するに、棧橋の施設の上からいつて二社は無理だということ、もう一つは、伊豆七島に対する補助航路の維持という観点から二社は無理だから、要するに東海汽船一社にやらせるといふことです。今の港務なり気象の問題はいろいろあるでしょう。これらの問題はすでにある意味においては、あなたのおつちやつた通り技術的に解決のついでという問題は、そうすると、これをやるといふことは、二社の免許を取り下げようということじゃやないですか。やめて一社にしよという以外にないじゃありませんか。その一社という内容は、東海汽船をやれという内容です。それで東都がそういう態度をとつておつて、そして現地でもつて騒動を起しておるのですから、それが東京都の手によつて収拾のつくはずがないじゃやないですか。それをあなたはどうして収拾をつけようというのですか。これは明確に言つていただきたい。同時に、委員長にお願いたしますが、今その文書を資料として写しをいただきたい。

○永野国務大臣 御指摘のように、東京都が出しましたこの文書で一社にしよとくれていることは、それはすなわち東海汽船のことだと思ひます。それは了解しております。しかし、島が二つに割れて非常に弱つておる直接の被害者は東京都であります。従ひまして、

その都がもししばらく待つて下さい、何とかして話をつけますからと言つておるのでありますから、かりそめにも東京都の責任においてそういうことを言つておるのでありますから、私ども運輸省の当事者である運輸大臣といったしましては、それを相当に敬意を払つて聞くというよりは、当然やつていい処置だと考えております。いましばらく待つておれというのじゃむろんございませぬ。従ひまして、これをよく常識的の期間待ちまして、それで何とならなければ、そのときには運輸大臣としての責任で問題を決定いたしました。

○久保田(豊)委員 それじゃ私の方から、時間があまりないようですから、この東京都の問題は別として、運輸省の答申はそのまま尊重されて、その方針で今後進められるつもりですか、どうですか。

○永野国務大臣 運輸省の意見は尊重すべき法律上の義務をしようとしております。従ひまして、私どもは法律に従つて忠実に問題を処置していく決心でございます。

○久保田(豊)委員 なお私はあといろの点についてまだお聞きしたいのですが、大臣の時間がないうです。山田君が関連の質問があるそうですから、私は残余の質問は次の機会まで保留いたします。

○山田(彌)委員 久保田君の質問に関連してお伺いしたいのですが、運輸省の答申がなされて——十一月の初旬だと

思ひましたが、熱海市長が大臣に陳情された際に、自分も以前大島航路には関係したことがある、現在の状態においては、当時においても十分べいできんだから、現在では地下水——地下水という言葉を使つておる。——地下水は十分あるから、二社の免許というものは近日中にいたす、というふうなわけでは聞き及んだのでございませぬ。従ひまして、ここで運輸審議会の性格について大臣にお伺いしたい。

○永野国務大臣 運輸審議会は運輸大臣の諮問機関でございますから、必ずしも運輸審議会にかしく言へば、必ずしも運輸審議会に拘束はされませぬ。運輸大臣の責任においてやります。しかし、尊重すべしというのでありますから、私は尊重いたします。それははっきり今までもそうやつております。将来もそうやつていくつもりであります。性格は、決定機関ではなくて、審議機関であります。

○山田(彌)委員 運輸審議会は大の諮問機関だといふお答えであります。諮問に対する答申はどのようにして作られるか。運輸審議会が独自の調査機構を持つて調査するのか、それともどのような方法をとつてやるのか、お伺いしたい。

○永野国務大臣 運輸審議会的一般論で、運輸審議会がどうしてやるかというところでありますから、単に大島航路だけに限りません。一般論になりますから、それはケース・バイ・ケースでいろいろ違ふと思ひますから、事務的に答弁いたさせます。

○細田政府委員 運輸審議会は独自にそのスタッフを使ひまして調査をいたしますことはもちろんであります。そのために審理官という制度を持つておりまして、審理官並びに審理官を補佐いたしますところの約二十名くらいと思ひますが、そういう者がおります。方法といたしましては、事案によりまして公聴会を開催いたします。あるいは聴聞会をやります。あるいは現地に参りまして調査をいたす場合もございませぬ。なおそのほかに、原局を通して、原局でいろいろ調査した点を聞く、たとえば海運の問題でございまして、原局でいろいろ調査した点を聞く、たとえば海運の問題でございまして、原局でいろいろ調査した点を調査いたしましたものを間接にその方法をとおる実情でございます。

○山田(彌)委員 ただいま御説明がございましたが、委員並びに審理官で調査審議し、必要に応じて公聴会を開いて申請者と利害関係者の意見を聞くと同時に、それでは十分であるので原局は運輸審議会にいろいろと折衝し、運輸審議会と原局とが打ち合せて運輸審議会の意向といふものができ上る、こういうふうな解釈してよろしいですか。ごさいませぬ。運輸審議会はあくまでも独自の判断をいたす機関でございます。従ひまして各原局は、審議会が結論を出しますのに対して、独自の調査のもとに一つの結論を得ます階梯といつたしましての意見をいろいろ聞くといふことでございまして、対等の関係において折衝いたすとか交渉いたすという関係ではございませぬ。

○山田(彌)委員 そこで大臣に御質問いたします。先ほど久保田君の質問に対して大島側の棧橋並びに熱海の棧橋の問題が出ておりましたが、運輸省の答

申のなされたあとに、私の聞き及ぶところでは大島の橋に東海汽船の地上権が設定されている、これを町道として認定してもらうのでなければ困るといふことに対する回答がなされたように思ひます。従ひまして運審の答申のなされた直後に大島町においては満場一致でこの橋上の道路というものが町道に編入されておる。それをもつて運審からの条件というものは完了されたのだといふふうに考えます。先ほど橋の問題に對していろいろと不十分だといふようなことがございましたが、三日間にわたる公聴会において、東京都を代表して港務局長が十分その問題に對しては答申しておるのでございまして、今さらそういう運審の答申に對して不備な点があるといふふうにおっしゃられるが、この点に對してはわれわれは納得がいかなと思つております。

○永野國務大臣 実は大島の港のことは私は相當に詳しく知つておるのであります。熱海の方は港のことはよく存じません。そこで熱海に先般参りました、特に何という人か名前は忘れまして、けれども、関係者の案内で設計圖も見せてもらつて、船着きの工合をよく調べて参つたのでございまして、けれども、計圖通りにいけばつばなものでと思つております。しかし、その計圖はただいまそれが完了してあります。従ひまして今すぐ現実に熱海の橋で多数の人の乗降を認めることが適當であるかどうかといふことについては、私は疑問を持つた、こう答えておるのであります。決して運審の答申案をかれこれ批判しておるのではないのであります。おそらく運審では、三

月三十一日に熱海はこゝろいふうちに完成するといふのを、その通りできるものとして意見を出されたものだらうと思ひます。

○山田彌委員 大臣は、大島・熱海間はフリー・ポートでも十分だと言われておる、また運審が成規の手續を踏んで、この問題は二社を許可されたいという答申をされておるにもかかわらず、五カ月以上にわたつて日を送つておるといふことは納得がいかなと思ふ。これは私はあえてこゝろいふ問題、これは私はあえてこゝろいふ問題、久保田委員の言われたごとく、十二月初旬に大臣に会つた際に河野一郎氏の名前を出された。名前を出すのみならず、堤君もよろしく河野君と妥協したいといふやうな点まで言われておるのであります。何か私たちは割り切れないものがあるのだと思ひまして、河野氏が総務会長であるといふことも、運輸大臣に命令する地位にあるとは私は思つておりません。従ひまして大臣も御存じのこと、本年一月二日か三日と思ひますが、市長並びに市会議長があなたにお目にかつた直後総理大臣に會つておる。公的において大臣に命令する者があるといふならば、それは総理大臣以外にない、このように考へまして、市長と議長が総理に熱海の別荘で會つたのであります。その際に目の前に浮んでおる伊豆箱根の船を見まして、自分は二社に許可すべきが當然だといふふうを考へておる、またそのうちに永野大臣にも言つてあると言われたように記憶しておるのでござい

ます。総理は先ほど久保田君が言われたことに對して運審の答申は十分尊重するといふことを言われておる。また総理大臣が直接熱海の市長並びに市会議長に、二社に免許が適當であるといふことを言われておるのであります。私も時間がありませんから質問は留保させていただきますが、本土と大島との最短距離を一日も早く運航してもらいたいといふように熱望しておる大島の島民並びに熱海港——これは以前漁港だったのを昭和二十五年か六年に観光港に指定していただきました。私は漁業組合長でありましたけれども、あえて漁港を放棄してこれを運輸省の港灣に指定していただいたといふことは、やはり観光地熱海として夏枯れ時には伊豆七島へ伸びる以外にないといふやうな市民の要望にこたえるためにあえて漁港を放棄して運輸省の港灣にしたといふやうな動機からいたしまして、一つ何か地方の人たちに割り切れない気持ちを起させるというところは政治の明朗化からいつても當を得ていないと思ふ。大臣は今日以上の困難な問題において自分は踏み切つた例があると

言われたのであるから、一日も早くそういう例を私たちに示していただきたい、またそれが近日常にできないといふことであるならば、私たちはもつとほかの十分なる資料をそろえて大臣の反省を促したい、このように考へまして、私、きよりは久保田君同様時間がありませんから、この程度で大臣の御回答を待つて一応留保いたします。

○永野國務大臣 実はこゝろいふ問題は、幾ら話しても私は良心に恥じません。ことに私は何とかうまくまとめあげたいと思つたために、公けの席では言ふべからざることを言つたかもしれせん。それは私が好意を持ったから

の熱意の現われであります。しかしその言葉を今度こゝろいふ公けの席で援用されることは、私非常に遺憾に存じております。これはむしろ好意を持ったことがいけなかつたな、切り口上で淡々として話をしておつた方がよかつたのかなといふ感じを、私に与えております。その点は非常に残念に存じております。何だか私が非常に意圖を持つて、伊豆箱根の航路開設に、何と申しますか、じやまをしていふといふやうな感じを持たれることは、私のこの問題を扱います気持ちからいふと、非常に反する。非常に遺憾に存じております。しかしどんな資料をもそろえてさらに話をするというお話でございまして、どんな資料でもおそろえ下すつてよろしくございまして、きよりは今でも何時間でも聞きます。きよりは今申しましたやうなことで、まことに申しわけありませんが、これは公務なので、はなはだ相済みませんけれども、これで失礼させていただきます。

○塚原委員長 次会は来たる二十六日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時一分散會

〔参照〕
自動車ターミナル法案（内閣提出第一五五号）（参議院送付）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

運輸委員会議録第十七号中止誤

ペ	段	行	誤	正
二	二	七	J B B	J T B
四	三	三	五	三
七	一	三	い	い
		な	かえ	な

昭和三十四年三月二十七日印刷

昭和三十四年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局